

資料10

高浜市いじめ防止基本方針

平成27年1月

高浜市教育委員会

(平成29年11月16日改定)

高浜市いじめ防止基本方針

目 次

はじめに

I いじめ防止の基本的な考え

II いじめの定義

III 関係者の責務

1 高浜市としての取組

- (1) 高浜市小中学校いじめ防止連絡協議会
(高浜市生徒指導連絡協議会)
- (2) 高浜市いじめ問題対策連絡協議会
- (3) 高浜市いじめ問題調査委員会
- (4) 高浜市いじめ問題特別調査委員会
- (5) いじめ防止のため措置について
- (6) いじめの早期発見のため措置について
- (7) いじめの対応の措置について

2 学校が実施すべき施策について

- (1) いじめ防止の取り組み
- (2) いじめの早期発見のため措置について
- (3) いじめの対応の措置について

IV 重大事態に対する対応について

1 学校及び学校の設置者の対応

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

はじめに

いじめは、子どもたちの心身の発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為で、子どもの人権に関わる重大な問題です。

高浜市では平成15年11月1日に「たかはま子ども市民憲章」を制定し、子どもの権利や子どもと大人との関係を考え、お互いを尊重する活動に取り組んできました。また、小中学校でも人権教育に力を入れ、平成16年には文部科学省より「南中学校区人権教育総合推進地域事業」の委嘱を受け、それ以来、小中学校が連携し道徳を中心に「お互いが尊重し合い、認め合う人間関係づくり」に迫る実践を行っています。さらに、教職員を中心にいじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得る問題と捉え、日頃から児童生徒の理解に努め、いじめの早期発見・早期対応の体制をつくり、いじめの防止に取り組んできました。

こうした中、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条1項に基づき高浜市においても、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、高浜市内の小中学校を対象とし、いじめ防止のための対策を総合的・効果的に推進するための基本方針を策定することにしました。

この基本方針をもとに学校の内外を問わず、児童生徒が安心して生活できるようないじめの防止により一層努めることを決意し、ここに高浜市いじめ防止基本方針を定めます。

I いじめ防止の基本的な考え

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

このようないじめから一人でも多くの児童生徒を守るため、児童生徒を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という認識をもち、それぞれの役割と責任を認識しなければなりません。

そのため、いじめ問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題であります。

高浜市は、学校、家庭、地域社会、教育委員会をはじめとした行政の諸機関がそれぞれの特性を発揮することによって、又は連携することによって児童生徒の人権をいじめから守ることを決意し、この基本方針を定めるものです。

II いじめの定義

高浜市いじめ防止基本方針では、「いじめ」を児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとします。

Ⅲ 関係者の責務

高浜市では、子どものいじめ防止等に関する各関係者が、高浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 高浜市としての取組

高浜市は、いじめ防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、力を合わせて対応していきます。

(1) 高浜市小中学校いじめ防止連絡協議会（高浜市生徒指導連絡協議会）

- ① 目的 市内の小中学校で起きているいじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の情報を共有し、各校での未然防止や生徒指導に生かすことを目的とします。
- ② 構成 高浜市生徒指導連絡協議会は、教育長、教育委員会学校経営グループ主幹・担当者、市内中学校生徒指導主事、市内小学校生活指導担当者によって構成します。また、必要に応じ、教育長の認めるところによりオブザーバーとして会議に参加することができます。
- ③ 会議 定例会を年4回開催します。また、臨時に開くことができます。
- ④ その他 その他のことについては、別に定めることとします。

(2) 高浜市いじめ問題対策連絡協議会

- ① 目的 学校だけで解決が難しいいじめ問題が起きたとき、関係機関が有機的に連絡を取り合い迅速に解決し、いじめを受けた児童生徒やその家族等を支援することを目的とします。
- ② 構成 協議会を構成する委員は次の者とし、教育長を会長とします。
 - ・教育長、学識経験者、校長代表、市内小中学校の保護者とする者、警察関係者、保護司を代表する者、民生委員を代表する者、小中学校のスクールカウンセラーまたは臨床心理士等心理学に精通する者、その他会長が特に必要と認める者
- ③ 会議 定例会を年1回開催します。また、臨時に開くことができます。
- ④ その他 その他のことについては、別に定めることとします。

(3) 高浜市いじめ問題調査委員会

- ① 目的 いじめにより重大事態が発生したとき及び、重大事態発生のおそれがあるときには、その対処及び、重大事態と同種の事態の発生の防止のための事実関係を調査することを目的とします。なお、重大事態とは次のものとします。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・その他、委員長が重大事態と考える場合
- ② 構成 委員会を構成する委員は次の者とし、委員長は委員の中で互選します。
- ・弁護士等法律の知識を有する者、学識経験者、及び委員長が特に認める者
- ③ 会議 いじめにより重大事態が発生したとき及び、同種の事態に発生防止のため、委員長が臨時の会議を招集します。
- ④ その他 その他のことについては、別に定めることとします。

(4) 高浜市いじめ問題特別調査委員会

- ① 目的 教育長よりいじめにより重大事態が発生した報告があった場合、市長が重大事態の対処及び、重大事態と同種の事態の発生防止のための事実関係を調査することを目的とします。
- ② 構成 市長を委員長とし、委員は別に定めます。
- ③ 会議 委員長が必要があると認めるときには、委員長が委員会を招集します。
- ④ その他 委員会が調査を行ったときには、その結果を議会に報告します。

(5) いじめ防止のための措置について

- ・学校が行ういじめ防止の取組を支援するとともに必要に応じて指導します。
- ・各学校で行われる道徳等における人権教育等の推進を支援します。
- ・いじめ等の生徒指導上の諸問題に関する情報を収集し、他の学校に提供することによって情報の共有化を図ります。
- ・いじめ等の生徒指導上の問題に関する教職員に対する研修会を開きます。
- ・児童生徒の規範意識やいじめ防止の意識を高めるための啓発活動を行います。
- ・いじめが複数の学校にまたがって行われている場合、学校間の連携・協力体制をつくります。
- ・いじめに関する調査結果を分析し、定例教育委員会に報告します。
- ・その他いじめの未然防止のための取組を行います。

(6) いじめの早期発見のため措置について

- ・いじめ等の生徒指導上の諸問題を相談できる窓口を設置し、相談があった場合は、すぐ学校に連絡し、事実関係を確認するとともに、被害児童生徒の保護や支援を学校と連携して行うとともに適切な指導・助言を行います。
- ・学校が行う、いじめの早期発見のためのアンケート等、取組状況を点検するとともに、必要に応じて学校の取組の充実を促します。
- ・いじめの早期発見につながる、スクールカウンセラー等の相談活動体制の整備を支援します。

(7) いじめの対応の措置について

- ・いじめの報告が学校からあった場合は、事実を把握するとともに学校の対応について確認し指導・助言を行います。
- ・いじめの報告が市民からあった場合は、学校に連絡し、事実関係調査を指示します。学校の調査より事実を把握するとともに学校の対応について確認し、指導・助言を行います。
- ・いじめを行った児童生徒の保護者に対して、いじめを受けた児童生徒が安心して生活できるよう、法律の定めるところにより必要な措置を行います。
- ・学校評価、教職員評価等におけるいじめ問題への取組に対して、いじめの有無や多寡のみではなく、適切な取組等を評価するよう必要な指導・助言を行います。

2 学校が実施すべき施策について

各学校は、いじめほどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します。各学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、高浜市教育委員会、家庭、地域、関係機関等と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置について組織的に取り組み、いじめのない学校を目指します。

(1) いじめ防止の取組

- ・教職員がいじめ防止や具体的な指導等を共通理解するために情報の共有化を図ったり、研修を行ったりして、きめ細やかな指導をします。
- ・全校集会、学年集会、学級活動等でいじめ問題に触れ、児童生徒にいじめについて考えさせます。
- ・いじめ防止のため、環境を整えたり教職員や児童生徒が話したりします。
- ・学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育を充実します。
- ・情報モラル教育を行います。
- ・発達障がい等が、いじめにつながるものがないよう正しく理解する研修を行います。
- ・児童生徒が自己有用感、自己肯定感を育む活動の場を設けます。
- ・社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を促すための情報発信に努めます。

(2) いじめの早期発見のため措置について

- ・定期的なアンケート及び全児童生徒に対する相談活動を実施します。
- ・休み時間等の児童生徒の様子を観察やノートや会話等から生活の状況を把握します。
- ・集まったいじめの情報を教職員全体で共有します。

(3) いじめの対応の措置について

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為をやめさせます。

- ・いじめの相談があった場合は、いじめられている児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保します。
- ・いじめられた児童生徒が安心して学習に取り組めるよう、環境を整えるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー・心理や福祉の専門家等の協力を得ます。
- ・いじめる児童生徒に対し、学校が十分な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が得られず、いじめが重大な犯罪行為と認められるときは碧南警察署に相談します。
- ・いじめた児童生徒に対し教職員が連携し、再発防止の措置をとります。また、事実を保護者に伝え、以後の指導を適切に行えるよう保護者の協力を求め、助言を行います。
- ・ネット上の不適切な書き込みに対しては削除を求めます。また、必要に応じて法務局や碧南警察署に通報します。

IV 重大事態に対する対応について

1 学校及び学校の設置者の対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校は教育長に事態発生について報告します。
- (2) 学校から重大事態の報告を受け、学校だけで解決が難しい事案と教育長が判断した場合、教育長は「高浜市いじめ問題対策連絡協議会」を招集します。
- (3) 教育長は「高浜市いじめ問題対策連絡協議会」の報告を受け、いじめ問題解決やいじめられた児童生徒等の支援のために必要な支援、指導、助言を行います。
- (4) 教育長は、いじめにより重大事態が発生し、その対処及び、同種の事態の発生の防止のため事実関係を調査することが必要と判断した場合は「高浜市いじめ問題調査委員会」を招集します。また、教育長は「高浜市いじめ問題調査委員会」の調査結果の内容を市長に報告するとともに、保護者にも必要な情報を提供します。
- (5) 教育長は「高浜市いじめ問題対策連絡連絡協議会」及び「高浜市いじめ問題調査委員会」を招集したときは、市長に報告します。

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- (1) 市長は、教育長から「高浜市いじめ問題調査委員会」の調査結果の報告を受けた場合、当該事案に係る対処又は同種の事態の発生の防止のため事実関係を再調査する「高浜市いじめ問題特別調査委員会」を招集することができます。
- (2) 市長は「高浜市いじめ問題特別調査委員会」の調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、調査報告の内容を議会に報告します。
- (3) 市長は「高浜市いじめ問題特別調査委員会」の調査を行った場合、市長又は教育委員会は自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。